

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	26	府省庁名	経済産業省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	事業再生・再チャレンジ等に係る個人保証債務の免除益課税の特例措置の創設		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          経営者等の保証債務の免除益に対する非課税措置を創設する。</p> <p>・ 特例措置の内容          合理的な再建・弁済計画等に基づき、事業再生・再チャレンジ等の実現可能性を高めるために経営者等が保証債務の免除を受ける場合には、債務免除益に対して課税されないよう所要の措置を講じる。          本要望が認められた場合、個人住民税所得割についても同様の効果を適用する。（国税との自動連動を図る。）</p>		
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>			
減収見込額	[初年度] ▲929 (－)      [平年度] ▲929 (－) [改正増減収額]		(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的                  事業再生・再チャレンジ等を行う中小法人の経営者等に必要な資産を残し、事業再生・再チャレンジ等の実現可能性を高めることで事業再生・再チャレンジ等を促進し、地域経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性                  主債務者である法人については、再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう、法人税制において「企業再生税制」が措置されている。</p> <p>他方、法人債務の連帯保証人である経営者等が金融機関等から保証債務の免除を受ける場合、「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である（所得税基本通達36-17）」と認められない限り、所得税制において保証債務の免除益は各種所得の金額の計算上、収入金額又は総収入金額に算入される。</p> <p>現状、金融機関等が、法人債務の連帯保証人である経営者等について事業再生・再チャレンジ等の実現可能性を高める上で必要な個人資産を残しつつ、保証債務を免除したとしても、経営者等に生ずる保証債務の免除益課税により、結果的に経営者等の手元には必要な個人資産が残らないこととなる。こうしたことを背景に、現状、金融機関等が経営者等に一定の資産を残そうとする場合には、保証債務を免除せずに残存させることが大半である。</p> <p>残存した保証債務は、一般的には金融機関等が回収を行うことは少なく、消滅時効を待つまで残ってしまう。このような状態は、事業再生や再チャレンジ等を行う中小法人の経営者等にとっては、事業を継続する又は再起するインセンティブが薄れるだけでなく、その後の新たな事業計画に基づく資金調達の障害となっている。</p> <p>そのため、事業再生・再チャレンジ等の実現可能性を高めることで事業再生・再チャレンジ等を促進し、地域経済の活性化を図るために、本措置が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 取引・経営の安心 『日本再興戦略（平成25年6月14日）』 一. 日本産業再興プラン～ヒト、モノ、カネを活性化する～ 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進） （略）あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。</p> <p>③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進 ○個人保証制度の見直し ・経営者本人による保証について、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には、保証を求めないことや、履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等のガイドラインを、本年のできるだけ早期に策定する。 本ガイドラインが実際に関係当事者間で活用されること等により事業再生・再チャレンジ等の促進を図るためには、本措置を講じる必要がある。</p>
	政策の達成目標	事業再生・再チャレンジ等を行う中小法人の経営者等に必要な資産を残し、事業再生・再チャレンジ等の実現可能性を高めることで事業再生・再チャレンジ等を促進し、地域経済の活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>約1.2万件/年間 【算出根拠】</p> <p>① 中小企業の年間倒産※件数：12,670件（平成22～24年度平均。東京商工リサーチ調べ） ※会社更生・民事再生・破産等（負債総額1,000万円以上）</p> <p>② 中小企業再生支援協議会の年間相談企業のうち協議会で対応中又は支援完了件数：1,948社（平成22～24年度平均）</p> <p>③ 金融機関からの借入がある先のうち、個人保証を提供している割合（平成24年度中小企業庁委託調査）：86.7%</p> <p>④ 主債務者が事業再生手続を行った場合のうち、金融機関が個人保証債務の免除を実施しなかった割合（平成22年中小企業庁委託調査）：92.5%</p> <p>※ (①+②) × ③ × ④ ÷ 1.2万件</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置を講じることで、事業再生・再チャレンジ等の実現可能性を高める上で必要な個人資産を、経営者等の手元に残すことが可能となるため、事業再生・再チャレンジ等の促進につながり、その結果地域経済の活性化を図ることが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、予算措置と異なり、予算の制約を受けずに、中小法人の経営者等が、合理的な再生・弁済計画等に基づいて保証債務の免除を受ける場合には一律に適用されるというメリットがある。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置は、税制措置以外にない。
ページ	—	

税負担軽減措置等の適用実績	新設要望
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	新設要望
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望
前回要望時の達成目標	新設要望
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望
これまでの要望経緯	新設要望